

「消費者問題シンポジウム in 広島」実施報告

平成26年3月
消費者委員会事務局

- 開催日時：平成26年3月8日（土） 13：30～16：30
- 開催場所：広島YMCA国際文化センター 3号館2階 多目的ホール
- 主催：内閣府消費者委員会、
適格消費者団体・特定非営利活動法人消費者ネット広島
- 後援：広島県、広島市、広島弁護士会、広島司法書士会
- 参加人数：75人

○内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「食品表示について」

1. 開会挨拶

吉富啓一郎 適格消費者団体・特定非営利活動法人消費者ネット広島 理事長

2. 基調講演「消費者委員会の活動と食の安全」

講師：河上正二 消費者委員会委員長・東京大学大学院教授

3. 講演「食品表示について」

講師：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

4. ケーススタディ「食品表示に係る問題についての現場からの事例報告」

報告者：川手三枝子 広島県生活センター消費生活相談員

5. パネルディスカッション

パネリスト：安藤峰央 消費者庁食品表示企画課

川手三枝子 広島県生活センター消費生活相談員

中原律子 広島県消費者団体連絡協議会会長

長谷川公彦 公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）専務理事

コーディネーター：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

6. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

○パネルディスカッションの概要

食品表示について、以下を軸に討論を行った。

- ①「分かりにくい表示はなぜ分かりにくいのか」について
- ②「表示の信用度」について

<パネリストからの主なコメント>

・パッケージの裏の表示を見なければ分からないような商品は作って欲しくないというのが消費者の本音だと思う。表示違反でなければいいということではなく、その商品を適切に消費者に伝えたいという意図で商品を作るようメーカーには強く要望したい。

・それぞれに細かいルールがあって、分かりづらい。例えばお刺身、まぐろ単体であれば、産地表示があるが、盛り合わせになるとない。遺伝子組み換え、添加物、増粘剤にしても丸めて表示することで、消費者は、本当は何が使っているのか分からない。今後、一元化表示で分かりやすくなることを期待したい。

・分かりやすさは人によって基準が違う。幅広く物質があるものは、物質をずらずら書くよりも、甘味料なら甘味料とまとめた方がよいという判断ではないか。

・分かりにくさについて、食肉製品についていえば、JAS法と、食品衛生法で定義が違う。法律間で定義が違う。今後、統一を図っていきたい。

・全ての情報をラベルの中に収めるには限界がある。パッケージ上だけでなく、お客様相談室への電話や、ホームページそういうツールを工夫しながら、情報提供について考えていく必要があると事業者は考える。

・産地表示について、様々な指摘を受けている。刺身盛り合わせなどについて、まぐろ単体にはあるのに、盛り合わせにはない、そのギャップを埋める必要があると考える。少しずつ分かりやすく変えられる部分はどんどん対応していきたいと考えている。

・零細企業に、毎日原産地が変わるものにも表示をして下さいという要望はしないが、表示をしなくてもいいというわけではなく、問い合わせをすれば、きちんと回答が得られるような表示のルールを考えてはどうか。パッケージに表示をするだけでなく、聞けば即答できる体制をとって頂きたい。

・企業が偽っているわけではなく、法対応の限界、バリエーションの問題。法対応をしているが、表示を受取る消費者とのギャップを埋めていかなければいけない。消費者から意見を頂戴して、コミュニケーションをしていくことで、相互の信頼関係が高まれば、表示に対する信頼度も上がると考える。そういう取り組みを社会全体でやっていくことが大事。

・消費者庁は東京にしかない組織だが、農林水産省との併任などで消費者庁の職員として全国各地で対応できる体制にしている。消費者にも厳しい目で見れば、少しずつ改善するのではないか。

・法令違反を排除するしくみとして適格消費者団体の差止請求があるが、どういう時に差

止めできるのか消費者は分からない。相談員としてその制度の活用を図っていきたい。

<フロアからの質問・意見>

- ・ TPPは、食品表示に影響を与えるか。
- ・ 外食産業の表示の部分はアレルギーが中心だが、お米の部分はどうか？
- ・ 内容量虚偽の問題について、外装の重さも書くべきではないか。容器包装リサイクル法がある中で、企業にも特に大きな負担とならないのではないか。
- ・ 一般的に使うものではないものは、成分名だけでなく、効果も書いて欲しい。
- ・ 法・ルール以上にこのような表示をした、このような対応をしたといった企業を表彰するような制度はあるのか。あれば企業のモチベーションアップに繋がるのではないか。
- ・ 新しい表示基準の事業者とは、販売業者と製造業者のどちらのことか？製造業者名があり、所在地、販売業者の記載が望ましいと思う。
- ・ 前提として、自分の身は自分で守るという話があったが、食品表示の安全を置いて健全な社会はありえないと思う。

<河上委員長の総括コメント>

- ・ 食品表示の問題は様々なところで起きている。安全性は譲れない、守るべきところは守らなければいけない。消費者委員会も消費者庁もその部分は、はっきりとした方針をもっているが、そこから先の部分について、情報には限界があることを知っておかなければいけない。受身になっていては、何が起きるか分からない。その意味で消費者自身も賢くならなければいけない。
- ・ 何が適切な表示か、100点はなかなかとれない。今あるものを少しでも改善できないか、事業者、消費者の双方がコミュニケーションをとりながら、一歩ずつ今よりよい表示にもっていく。その部分について消費者自身も主体的に考えていかないといけない。
- ・ 行政は規制緩和をして、事業活動をしやすくしようと提案をしている。その中で、例えば食品の機能性表示など、様々なものについて、まえのめりになってきているが慎重になったほうが良いと考える。
- ・ 分かりやすさと正確さはトレードオフの関係にある。厳密にやるのは難しいのは理解するが、知恵を出して、いい表示になるようやっていきたい。

※また、河上委員長は、3月7日に、広島県の湯崎知事を表敬訪問した後、広島市の及川市民局長と懇談した。

(以上)